

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（平成30年7月1日制定）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>1. 入札契約方式選定の基本的考え方</p> <p>愛媛県が発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、「地方自治法」上の原則である一般競争入札を原則的に適用するとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）の趣旨を踏まえ、総合評価落札方式を導入している。ただし、設計金額や工事の内容によっては、指名競争入札や随意契約を適用している。表1-1にその概要を示す。</p> <p>表1-1 省略</p> <p>また、愛媛県が発注する工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「業務」という。）においては、指名競争入札を適用している。表1-2にその概要を示す。</p> <p>表1-2 入札契約方式の概要（業務の場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(令和6年度)</th> </tr> <tr> <th>発注</th> <th>入札契約方式</th> <th>低入札対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計金額 1億円</td> <td>本庁発注  指名競争入札</td> <td>低入札価格 調査制度</td> </tr> <tr> <td>設計金額 5百万円</td> <td>地方局発注</td> <td>最低制限 価格制度</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額は予定価格2.7億円</p> <p>省略</p>	(令和6年度)			発注	入札契約方式	低入札対策	設計金額 1億円	本庁発注  指名競争入札	低入札価格 調査制度	設計金額 5百万円	地方局発注	最低制限 価格制度	<p>1. 入札契約方式選定の基本的考え方</p> <p>愛媛県が発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、「地方自治法」上の原則である一般競争入札を原則的に適用するとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の趣旨を踏まえ、総合評価落札方式を導入している。ただし、設計金額や工事の内容によっては、指名競争入札や随意契約を適用している。表1-1にその概要を示す。</p> <p>表1-1 省略</p> <p>また、愛媛県が発注する工事に関する調査、測量及び設計業務（以下、「業務」という。）においては、指名競争入札を適用している。表1-2にその概要を示す。</p> <p>表1-2 入札契約方式の概要（業務の場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(令和4年度)</th> </tr> <tr> <th>発注</th> <th>入札契約方式</th> <th>低入札対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計金額 1億円</td> <td>本庁発注  指名競争入札</td> <td>低入札価格 調査制度</td> </tr> <tr> <td>設計金額 5百万円</td> <td>地方局発注</td> <td>最低制限 価格制度</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額は予定価格2.2億円</p> <p>省略</p>	(令和4年度)			発注	入札契約方式	低入札対策	設計金額 1億円	本庁発注  指名競争入札	低入札価格 調査制度	設計金額 5百万円	地方局発注	最低制限 価格制度
(令和6年度)																									
発注	入札契約方式	低入札対策																							
設計金額 1億円	本庁発注  指名競争入札	低入札価格 調査制度																							
設計金額 5百万円	地方局発注	最低制限 価格制度																							
(令和4年度)																									
発注	入札契約方式	低入札対策																							
設計金額 1億円	本庁発注  指名競争入札	低入札価格 調査制度																							
設計金額 5百万円	地方局発注	最低制限 価格制度																							

1-1 省略

1-2 入札契約方式選定の基本的な考え方

入札契約方式は、県の関係規定

に基づき、

事業プロセスの中で、必要な要素（契約方式、入札参加者の設定方法、落札者の選定方法等）を適切に選択し、組み合わせて適用することが重要である。

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。また、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要である。

以上を踏まえ、災害復旧工事における入札契約方式の適用に当たっては、工事の緊急度や実施する業者の体制等を勘案し、随意契約の適用を検討することとし、契約相手の選定に当たっては、協定締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努めるとともに、書面での契約を行う。

表1-3 に、災害時における入札契約方式の選定の基本的な考え方を示す。災害復旧・復興事業は、災害が発生してから復興に至るまで、一般に、1) 被害状況把握、2) 応急復旧（仮復旧）、3) 本復旧、4) 復興の事業プロセスがある。発災直後の被害状況把握、応急復旧は、緊急度が高く、随意契約や、既契約の維持工事等を活用して速やかな実施が必要となる。また、本復旧段階において、構造物が有すべき機能・性能を回復していない場合、通常であれば被害を生じない程度の降雨や余震に対しても十分な警戒（避難や通行制限等）が必要となり、社会経済、住民生活に大きな制約が生じる。そのため、本復旧段階であっても、被害の最小化や社会経済、住民生活の回復等の至急の原状復帰の観点か

1-1 省略

1-2 入札契約方式の選定の基本的な考え方（工事）

入札契約方式は、平成27年5月に国土交通省が策定した「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」等に基づき、事業プロセスの中で、必要な要素（契約方式、入札参加者の設定方法、落札者の選定方法等）を適切に選択し、組み合わせて適用することが重要である。

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。また、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要である。

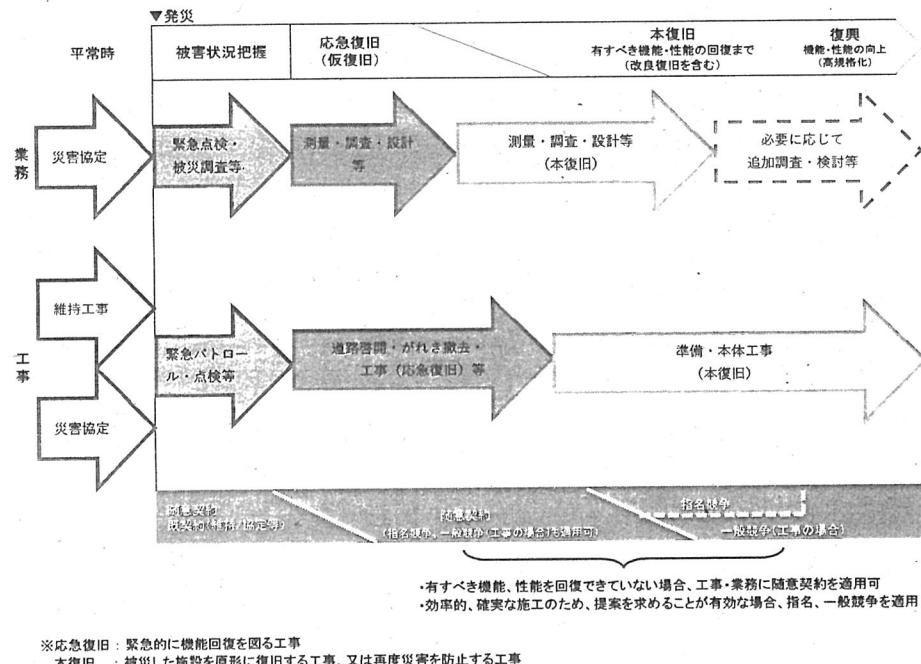
以上を踏まえ、災害復旧工事における入札契約方式の適用に当たっては、工事の緊急度や実施する業者の体制等を勘案し、随意契約の適用を検討することとし、契約相手の選定に当たっては、協定締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努めることとする。

表1-3 にその基本的な考え方を示す。

ら、随意契約の適用が必要となる場合がある。

なお、適用に当たっては、事前に総務部行政経営課へ協議を行うこととする。

表1-3 災害復旧における入札契約方式の考え方



## 1-2-1 随意契約

### (1) 工事

発災直後から一定の間にに対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等については、被害の最小化や社会経済の回復

なお、適用に当たっては、事前に総務部行政経営課へ協議を行うこととする。

表1-3 災害復旧における入札契約方式の考え方（工事）

工事内容	緊急性	入札契約方式	契約の相手方の選定方法
応急復旧 ・本復旧	緊急性が極めて高い場合	年間維持契約の活用・随意契約	【随意契約】 次の観点から最適な契約相手を選定 ①年間維持契約の締結状況 ②災害協定に基づく作業状況 ③施工の確実性（本、支店・営業所の所在地、業者の被災状況、被災箇所を含む近隣での施工状況・実績等）
本復旧	通常の方式による場合 ・かつ迅速な対応が可能な場合	指名競争入札 ※通常、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）を適用すべき工事は、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）を適用	有資格業者の中から、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」に基づき、確実な履行が期待できる業者を特定の者に偏らないよう指名 通常の方式等

※応急復旧：緊急的に機能回復を図る工事

本復旧：被災した施設を原形に復旧する工事、又は、再度災害を防止する工事

なお、工事目的物の引渡し前に災害により工事目的物等に損害が生じた場合、工事契約約款第30条に基づき対応する。

## 1-2-1 応急復旧工事及び緊急性が極めて高い本復旧工事

災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間にに対応が必要となる道路啓開、がれき除去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事については、被害の最小化や至急の機能回復の観点から、まずは「年間維持契約」を締結している業者（以下、「年間維持業者」という。）による対応が可能かどうか検討する。そのうえで、年間維持業者が対応できない応急復旧工事については、「随意契約」（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を適用する。

等の至急の原状復帰の観点から、まずは「年間維持契約」を締結している業者（以下「年間維持業者」という。）による対応が可能かどうか検討する。そのうえで、年間維持業者が対応できない応急復旧工事については、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2）を選択するよう努める。表1-4に随意契約を適用できる工事の例を示す。ただし、大規模災害時における応急対策業務に関する協定（以下「災害協定」という。）に基づき、県から業界団体に対し協力要請を行った場合にあっては、災害協定に基づく応急対策業務の実施が優先される。

なお、この際には、迅速な契約や受注者へ前払金の支払いを行うため、「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づき、暫定契約を活用する。

また、災害復旧工事のうち、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急性度が極めて高い本復旧工事についても、「随意契約」を選択するよう努める。

契約の相手方の選定に当たっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

ただし、大規模災害時における応急対策業務に関する協定（以下、「災害協定」という。）に基づき、県から業界団体に対し協力要請を行った場合にあっては、災害協定に基づく応急対策業務の実施が優先される。

また、災害復旧工事のうち、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急性度が極めて高い本復旧工事についても、「随意契約」を適用する。

#### 【地方自治法施行令（抜粋）】

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。  
五 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

#### ○随意契約

「随意契約」の契約手続については、愛媛県会計規則（以下、「規則」という。）に則り行わなければならない。

また、「随意契約」における契約の相手方の選定に当たっては、被災箇所における修繕工事等の実績、災害協定の締結、本支店・営業所の所在地、業者の被災状況、被災箇所を含近隣での状況・施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。また、状況に応じて、災害協定を締結している業界団体から、会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法も活用する。

#### <適用に当たっての留意点>

➢ 発注者と特定の業者との間に発生する特殊な関係をもって、単純に適用される可能性や、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われてしまうこと

表1-4 隨意契約を適用できる工事の例

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等

【地方自治法施行令（抜粋）】

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。  
五 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

(2) 業務

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、  
発災直後から一定の間にに対応が必要となる道路啓開、航路啓開、  
がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解  
消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復  
旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面  
の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、  
被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、  
随意契約（地方自治法施行令第167条の2）を選択するよう努め  
る。表1-5に随意契約を適用できる業務の例を示す。

ただし、災害協定に基づき、県から業界団体に対し協力要請を行った場合にあっては、災害協定に基づく応急対策業務の実施が優先される。

契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施

が懸念されることに留意する。

➤ 契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、  
発注工事ごとに 技術の特殊性、経済合理性、緊急性  
等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意する。

状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

表1-5 隨意契約を適用できる業務の例

分類	測量・調査・設計等業務
被害状況把握	緊急点検、災害状況調査、航空測量、観測機器設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等に係る業務
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等に係る測量・調査・設計等業務

### (3) 適用に当たっての留意点

- 発注者と特定の業者との間に発生する特殊な関係をもって、単純に適用される可能性や、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われてしまうことが懸念されることに留意する。
- 契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注する工事・業務ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意する。
- 暫定契約を行う場合、当初の予定価格調書の作成、見積書、契約保証及び工程表など省略できるが、変更契約時には必要となることに留意する。

## 1-2-2 指名競争入札

### (1) 工事及び業務

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事（業務）の施工（業務）実績、手持ち工事（業務）の状況、応急復旧工事の施工（業務）実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

### (2) 適用に当たっての留意点

- 災害復旧工事のうち、設計金額1億円未満の工事については、「指名競争入札」（地方自治法施行令第167条第2号）を適用する。  
(設計金額1億円以上については、簡易型総合評価落札方式(実績確認型)を適用)
- 規則第144条第1項の規定により、指名業者の数は3社以上とする。
- 指名を行う際は、有資格業者の中から、確実な履行が期待できる業者を指名する。また、その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないような配慮が必要である。
- 指名要領で定める指名基準の運用10(2)については十分に尊重すること

## 1-2-2 本復旧工事（緊急度が極めて高い場合を除く。）

災害復旧工事のうち、随意契約を適用しない本復旧工事については、「指名競争入札」（地方自治法施行令第167条第2号）を適用する。

ただし、当該工事が本来、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）を適用すべき工事の場合にあっては、「指名競争入札」は適用せず、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）を適用する。

### 【地方自治法施行令（抜粋）】

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき。

### ○指名競争入札

「指名競争入札」の契約手続については、規則に則り行わなければならない。

なお、指名業者の選定については、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」（以下「指名要領」という。）に基づき、次の事項に留意して実施する。

- 規則第144条第1項の規定により、指名業者の数は3社以上とする。
- 指名を行う際は、有資格業者の中から、確実な履行が期待できる業者を指名する。また、その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないような配慮が必要である。
- 指名要領で定める指名基準の運用10(2)については十分に尊重すること

### 【指名基準の運用10(2)（抜粋）】 省略

### 【指名基準の運用10(2)（抜粋）】 省略

【地方自治法施行令（抜粋）】

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。  
二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき。

1-3 入札契約方式の選定の基本的な考え方（業務）

災害発生後、早期に災害復旧工事の発注を行うためには、工事の発注にあたって必要となる調査、測量及び設計業務の発注から完了までを可能な限り短期間で行う必要がある。

このため、発注に当たっては、早期かつ確実な履行が可能な者を短期間で選定し、業務に着手することが求められる。また、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要である。

以上を踏まえ、災害復旧に関する業務の入札契約方式の適用に当たっては、業務の緊急度や実施する業者の体制等を勘案し、随意契約の適用を検討することとし、契約相手の選定に当たっては、協定締結状況や業務実施体制、地理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努めることとする。表1-4にその基本的な考え方を示す。

なお、適用に当たっては、事前に総務部行政経営課へ協議を行うこととする。

表1-4 災害復旧における入札契約方式の適用の考え方（業務）

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約の相手方の選定方法
応急復旧 ・本復旧	緊急度が極め	随意契約	【随意契約】 次の観点から最適な契約相手を選定 ①災害協定の締結状況 ②施工の確実性（本、支店・営業所の所在地、業者の被災状況、近隣での業務状況・実績等）
	通常の方式によ って迅速な対応	指名競争入札	有資格業者の中から、確実な履行が期待できる業者を特定の者に偏らないよう指名

指名競争入札（通常の方式）

※応急復旧：緊急的に機能回復を図る工事に関する業務

本復旧：被災した施設を原形に復旧する工事に関する業務、又は、再度災害を防止する工事に関する業務

### 1-3-1 応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事に関する業務

1-2-1に記した「応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事」に関する業務については、当該工事の緊急性に鑑み、「随意契約」を適用する。ただし、災害協定に基づき、県から業界団体に対し協力要請を行った場合にあっては、災害協定に基づく応急対策業務の実施が優先される。

なお、この場合の「随意契約」の取扱いについては、1-2-1に記した「随意契約」の取扱いを準用する。

### 1-3-2 本復旧工事（緊急度が極めて高い場合を除く。）に関する業務

1-2-2に記した「本復旧工事（緊急度が極めて高い場合を除く。）」に関する業務については、「指名競争入札」を適用す

### 1-3 発注機関において配慮すべき事項

省略

(1)～(4) 省略

(5) 入札参加者の設定方法 [対象：全ての工事]

入札参加者の設定方法は、「愛媛県競争参加資格審査会要綱」、「地方局業者選定等審査会要綱（準則）」及び「地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）」（以下「選定要綱」という。）に基づき審査を行う。令和4年5月に選定要綱を改正し、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るものについては、審査の適用除外としたことから、「県災害対策本部」が設置される大規模災害が発生し、早急な対応が必要な場合について、適切に制度を運用すること。

なお、平成30年7月豪雨災害（以下「7月豪雨災害」という。）は次の通り対応した。

#### 【7月豪雨災害時の対応】

選定要綱上、本局・支局外に設置される地方機関検討委員会では、設計金額5千万円未満の工事の審査権限しか認めていないが、選定要綱第7条に、急施を要する工事の業者選定等は選定要綱によらないで行うことができる例外措置が規定されていることから、設計金額1億円未満の7月豪雨災害に係る災害復旧工事においては、指名競争入札による実施が認められた場合に限り、例外的に本局・支局外に設置される地方機関検討委員会での審査を認めた。

なお、設計金額1億円以上の工事については、実績確認型による実施が認められた場合であっても、従来通り本局の審査会に諮った。

る。

### 1-4 発注機関において配慮すべき事項

省略

(1)～(4) 省略

(5) 入札参加者の設定方法 [対象：設計金額1億円未満の工事]

入札参加者の設定方法は、「地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）」

（以下「選定要綱」という。）に基づき審査を行う。なお、「県災害対策本部」が設置された大規模災害等の発生した場合には、復旧工事の早期着手が求められることから、本局・支局外に設置される地方機関検討委員会においては、平成30年7月豪雨災害（以下「7月豪雨災害」という。）と同様の対応を検討する。

#### 【7月豪雨災害時の対応】

選定要綱上、本局・支局外に設置される地方機関検討委員会では、設計金額5千万円未満の工事の審査権限しか認めていないが、選定要綱第7条に、急施を要する工事の業者選定等は選定要綱によらないで行うことができる例外措置が規定されていることから、設計金額1億円未満の7月豪雨災害に係る災害復旧工事においては、指名競争入札による実施が認められた場合に限り、例外的に本局・支局外に設置される地方機関検討委員会での審査を認めた。

なお、設計金額1億円以上の工事については、実績確認型による実施が認められた場合であっても、従来通り本局の審査会に諮った。

【愛媛県競争参加資格審査会要綱（抜粋）】

第2 職務

審査会は、別に定める事項を除くほか、次に掲げる事項（第1号から第3号までに掲げる事項にあっては、地方局長の権限に属するものを除く。）について審査を行う。

- (1) 1件の設計金額が1,000万円（農林水産部及び土木部以外の発注にあっては、5億円）以上の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格（総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準を含む。以下同じ。）の設定又は指名競争入札等（指名競争入札又は随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る業者の選定

【地方局業者選定等審査会要綱（準則）】

第2条 省略

- (1) 1件の設計金額が1億円以上5億円未満の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格（総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準を含む。以下同じ。）の設定又は指名競争入札等（指名競争入札又は随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る業者の選定

【地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）】

【本局又は支局に設置する地方機関検討委員会の場合】

第2条 地方機関検討委員会は、地方局長の権限に属するもののうち、次の事項（第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、地方局長以外の者でもって決定することができるものに限る。）を処理する。

- (1) 1件の設計金額が1億円未満の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格（総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札を決定するための基準を含む。以下同じ。）の設定又は指名競争入札等（指名競争入札又は随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る業者の選定の審査

【その他の地方機関検討委員会の場合】

第2条 地方機関検討委員会は、地方局長の権限に属するもののうち、次の事項（地方局長以外の者でもって決定することができるものに限る。）を処理する。

- (1) 1件の設計金額が5,000万円未満の建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格（総合評価落札方式により落札者を決定する入札に係る評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札を決定するための基準を含む。以下同じ。）の設定又は指名競争入札等（指名競争入札又は随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第146条第1項第4号の復旧工事に係るもの及び第147条第1項ただし書の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る業者の選定の審査

## 2. 他の発注者との連携等

省略

東日本大震災や熊本地震では、地方公共団体を含む発注機関と事業者団体が参加する「復興加速化会議」及び「熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議」が国により設置され、地域単位での発注見通しの統合・公表等の連携が図られている。本県においても、平成30年7月豪雨災害では「南予3市執行促進会議」を設置し、執行計画を策定・管理するなどして早期復興を図った。

大規模災害時には、地域の状況を踏まえながら、適宜、他の発注機関や事業者団体と連携のうえ、情報共有や対応策を協議する場を設置するなどして、円滑な施工確保を図ることとする。

以下、省略

## 2. 他の発注者との連携等

省略

東日本大震災や熊本地震では、地方公共団体を含む発注機関と事業者団体が参加する「復興加速化会議」及び「熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議」が国により設置され、地域単位での発注見通しの統合・公表等の連携が図られている。本県で同様の事態が発生した場合、地域の状況を踏まえながら、適宜、他の発注機関や事業者団体と連携のうえ、情報共有や対応策を協議する場を設置するなどして、円滑な施工確保を図る。

地域の状況を踏まえながら、適宜、他の発注機関や事業者団体と連携のうえ、情報共有や対応策を協議する場を設置するなどして、円滑な施工確保を図ることとする。

以下、省略

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン参考資料の一部を次のように改正する。

### 改 正 後

- 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し (土木一式工事)  
平成30年7月豪雨を踏まえ、災害復旧工事に係る入札契約方式を見直した。なお、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」については、平成30年7月1日から活用している。

#### ○見直し前(H30.7月時点)

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事		左記以外
		災害復旧工事等急 施を要する工事	左記以外の災害復旧工事 及び防災対策工事	
1億円以上	年間維持契約 の活用  随意契約	指名競争入札 (入札後審査型(価格競争)の事例あり)	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)
1億円未満 3千万円以上			入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)
3千万円未満 8百万円以上		指名競争入札	入札後審査型 (簡易実績型)	入札後審査型 (簡易実績型)
8百万円未満			指名競争入札	指名競争入札

#### ○見直し後(R.6.6月時点)

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事		防災対策工事	左記以外
		緊急性が極めて高 い本復旧工事等	左記以外の本復旧工事		
2億円以上	年間維持契約 の活用  随意契約	指名競争入札	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)
2億円未満 1億円以上			入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)
1億円未満 5千万円以上		指名競争入札	入札後審査型 (簡易実績型)	入札後審査型 (簡易実績型)	入札後審査型 (簡易実績型)
5千万円未満 3千万円以上			指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
3千万円未満 1千万円以上					
1千万円未満					

### 改 正 前

- 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し (平成30年7月)  
災害復旧工事に係る入札契約方式の見直しと併せて「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を作成し、平成30年7月1日から活用している。この見直しによる変更点は、図1及び図2に示すとおりである。

図1 変更後の入札契約方式 (工事)

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事		左記以外
		緊急度が極めて高 い本復旧工事等	左記以外の本復旧工事 及び防災対策工事	
1億円以上	年間維持契約 の活用  随意契約	指名競争入札 (入札後審査型(価格競争)の事例あり)	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)
1億円未満 3千万円以上			入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)
3千万円未満 8百万円以上		指名競争入札	入札後審査型 (簡易実績型)	入札後審査型 (簡易実績型)
8百万円未満			指名競争入札	指名競争入札

□ …内は入札後審査型→指名入札実績基準及び合規性評定による入札契約方式、  
内は地方自治法など今及び今後規制等の規定により適用するもの。

※令和5年6月～ 施工計画型の対象金額を設計金額2億円以上に引き上げ\*



図2 変更前の入札契約方式 (工事)

設計金額	応急復旧工事	本復旧工事		左記以外
		緊急度が極めて高 い本復旧工事等	左記以外の本復旧工事 及び防災対策工事	
1億円以上	年間維持契約 の活用  随意契約	指名競争入札 (入札後審査型(価格競争)の事例あり)	入札後審査型 (施工計画型)	入札後審査型 (施工計画型)
1億円未満 3千万円以上			入札後審査型 (実績確認型)	入札後審査型 (実績確認型)
3千万円未満 8百万円以上		指名競争入札	入札後審査型 (簡易実績型)	入札後審査型 (簡易実績型)
8百万円未満			指名競争入札	指名競争入札

省略

省略

## 2. 大規模災害における入札契約方式等の適用事例

省略

### 1 平成30年7月豪雨災害時の対応

省略

#### ○担い手の確保

(1) 省略

(2) 技術者要件等の緩和

<現場代理人の常駐義務緩和措置>

平成30年9月25日から令和3年3月31までの間、現場代理人の常駐義務を緩和し、以下の要件を全て満たす場合に限り、5件まで（うち、災害復旧工事等に該当しない工事は3件まで、県発注工事に限らない）の工事の兼任を認めることとした。

省略

<主任（監理）技術者の恒常的な雇用関係の特例措置>

本県では、技術者が著しく不足するおそれがあり、やむを得ないと認められた建設業者に対しては、復旧・復興JV対象工事の代表者以外の構成員として技術者を配置する場合又は設計金額1億円未満の平成30年7月豪雨災害に係る災害関連工事で技術者を配置する場合に限り、主任（監理）技術者について3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求めないこととして、工事の発注・施工を円滑に行えるよう条件を整えた。

省略

## 2. 大規模災害における入札契約方式等の適用事例

省略

### 1 平成30年7月豪雨災害\_\_\_\_\_

省略

#### ○担い手の確保

(1) 省略

(2) 技術者要件等の緩和

<現場代理人の常駐義務緩和措置>

平成30年9月25日から当面の間、現場代理人の常駐義務を緩和し、以下の要件を全て満たす場合に限り、5件まで（うち、災害復旧工事等に該当しない工事は3件まで、県発注工事に限らない）の工事の兼任を認めることとした。

省略

<主任（監理）技術者の恒常的な雇用関係の特例措置>

本県では、技術者が著しく不足するおそれがあり、やむを得ないと認められた建設業者に対しては、復旧・復興JV対象工事の代表者以外の構成員として技術者を配置する場合又は設計金額1億円未満の平成30年7月豪雨災害に係る災害関連工事で技術者を配置する場合に限り、主任（監理）技術者について3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求めないこととして、工事の発注・施工を円滑に行えるよう条件を整えている。

省略

## 2 平成30年7月豪雨災害を踏まえた改善

### ○入札・契約制度の改善

#### (1) 業者選定の見直し

大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約の導入に伴い、審査会等の職務に係る対象から、該当工事（愛媛県会計規則第146条第1項第4号の復旧工事）を除外した。

#### ○対象要綱

- ・愛媛県競争参加資格審査会要綱 第2（職務）（1）
- ・地方局業者選定等審査会要綱（準則）第2条第1号
- ・地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）第2条第1項第1号

#### (2) 入札方式の見直し

7月豪雨災害では、災害復旧工事について特例として、設計金額1億円以上のものを簡易型総合評価落札方式の実績確認型を、1億円未満の工事を指名競争入札で拡大運用していたものを、迅速な対応が可能であったことを踏まえ、制度化した。

#### (3) 暫定契約の導入

平成30年7月豪雨による災害が発生した際、契約締結に必要な施工数量や設計金額の確定までに時間を要したことにより迅速な支払いが行えず、応急復旧工事に従事した建設業者の資金繰りに支障を来たしたという課題の解決を図るために、大規模災害が発生した場合、応急復旧工事の受注者の意向に応じて、人員や資機材の調達に必要な資金調達の円滑化を支援し、迅速な前金払を行うことを目的とした暫定契約（特約条項付き契約）を

導入した。

○改正の概要

- ・予定価格調書の作成省略（会計規則第146号第1号第4号）
- ・契約保証金の免除（工事執行規程第7条）
- ・工程表の省略（工事執行規程第9条）
- ・工事成績評定を対象外

3. 関連例規集

省略

地方自治法（抜粋）

（昭和22年4月17日法律第67号）令和5年12月20日改正施行  
省略

地方自治法施行令（抜粋）

（昭和22年5月3日号外政令第16号）令和6年3月30日改正、4月1日施行  
省略

建設業法施行令（抜粋）

（昭和31年8月29日政令第273号）令和4年12月23日改正、令和6年4月1日施行  
省略

愛媛県会計規則（抜粋）

（昭和45年4月1日規則第18号）令和5年11月6日改正施行  
省略

3. 関連例規集

省略

地方自治法（抜粋）

（昭和22年4月17日法律第67号）令和2年2月5日改正施行  
省略

地方自治法施行令（抜粋）

（昭和22年5月3日号外政令第16号）令和2年2月13日改正、2月14日施行  
省略

建設業法施行令（抜粋）

（昭和31年8月29日政令第273号）令和元年12月13日改正、12月16日施行  
省略

愛媛県会計規則（抜粋）

（昭和45年4月1日規則第18号）令和元年12月20日改正施行  
省略

(入札)

第138条 契約担当者は、一般競争入札の入札者に、1件ごとに入札金額、入札件名、提出年月日及び入札者の住所氏名を記載して押印をした入札書を、封書にして入札書であることを表記させ、指定の日時までに提出させなければならない。ただし、当該入札事務の担当者及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの者の連絡先を当該入札書に記載させており、当該担当者又は当該責任者の本人確認を行った場合は、押印を省略させることができる。

2～4 省略

第143条～第145条の3 省略

(予定価格の作成等)

第146条 契約担当者は、随意契約をするときは、予定価格を第133条第1項及び第2項の規定の例により決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格が別表第6左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない契約
- (2) 法令によつて価格が統制されているものに係る契約
- (3) 図書、定期刊行物等販売価格をそのまま予定価格として採用できるものに係る契約
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う復旧工事に係る契約であつて特に緊急を要すると認められるもの

第147条・第148条 省略

愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領（抜粋）

(入札)

第138条 契約担当者は、一般競争入札の入札者に、1件ごとに入札金額、入札件名、提出年月日及び入札者の住所氏名を記載して押印をした入札書を、封書にして入札書であることを表記させ、指定の日時までに提出させなければならない。

2～4 省略

第143条～第145条の3 省略

第147条・第148条 省略

愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領（抜粋）

平成15年7月1日施行、令和3年4月1日改正施行

省略

愛媛県工事執行規程（抜粋）

(昭和39年8月14日告示第695号) 令和4年5月20日改正施行

(契約保証金)

第7条 1件の設計金額（請負に付すべき金額（材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が100万円以上の工事については、規則第154条第1号、第2号又は第5号（契約が規則第146条第1項第4号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合及び当該契約を規則第158条の規定により変更する場合に限る。）の規定による場合を除き、契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分の1（規則第133条の2第2項の規定による調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3）に満たなくなつた場合におけるその差額の納付については、この限りでない。

（工程表の省略）

第9条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額が50万円未満のもの、年間維持工事（県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持することを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事をいう。以下同じ。）及び規則第146条第1項第4号の復旧工事（同号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合に限る。）とする

平成15年7月1日施行、令和6年4月1日改正施行

省略

省略

省略

## 南予3市執行促進会議 規約

### (目的)

第1条 南予3市執行促進会議（以下「執行促進会議」という。）  
は、宇和島市、大洲市及び西予市（以下「3市」という。）における平成30年発生災害に係る執行計画を策定し、執行管理を適切に実施することにより、災害からの早期復興を図ることを目的とする。

### (協議)

第2条 執行促進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 平成30年発生災害の復旧工事に係る執行計画の策定及び執行管理
- (2) 執行上の諸課題への対応
- (3) 早期執行に資する各種施策等の情報共有
- (4) その他、執行促進会議が必要と認める事項

### (組織)

第3条 執行促進会議は、3市にそれぞれ設置する。

#### 2 構成員は次のとおりとする。

##### (1) 宇和島市執行促進会議

宇和島市 建設部長、建設課長

産業経済部長、農業復興統括官、農林課長  
財政課長

南予地方局 建設部長、建設企画課長

産業経済部 復興監、農村整備課長、森林林業課長

##### (2) 大洲市執行促進会議

大洲市 建設部長、建設課長  
農林水産部長、農山漁村整備課長  
財政契約課長

南予地方局 建設部 大洲土木事務所長、同 企画工  
事検査専門員  
産業経済部 復興監  
八幡浜支局 農村整備第一課長、農村整備  
第二課長、森林林業課長

(3) 西予市執行促進会議

西予市 建設部長、建設課長  
産業部長、農業水産課長、林業課長  
監理用地課長

南予地方局 建設部 西予土木事務所長、同 企画工  
事検査専門員  
産業経済部 復興監  
八幡浜支局 農村整備第一課長、農村整備  
第二課長、森林林業課長

(会長)

第4条 各執行促進会議の会長は、3市の建設部長をもって充て  
る。

(オブザーバー)

第5条 各執行促進会議には、会長の要請により次の者がオブザ  
バーとして参加する。

愛媛県 土木部 土木管理課長、土木管理課技術企画  
室長

愛媛県 農林水産部 農地整備課長、森林整備課長

2 その他、会長が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。

(開催)

第6条 執行促進会議は2ヶ月に1回程度、会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認める場合は随時実施可能とする。

(事務局)

第7条 執行促進会議の事務を処理するため、各執行促進会議に次のとおり事務局を設置する。

(1) 宇和島市執行促進会議

宇和島市 建設部 建設課

南予地方局 建設部 建設企画課

(2) 大洲市執行促進会議

大洲市 建設部 建設課

南予地方局 建設部 大洲土木事務所

(3) 西予市執行促進会議

西予市 建設部 建設課

南予地方局 建設部 西予土木事務所

(その他)

第8条 この規約に定めるものほか、執行促進会議の運営に関する必要な事項は、都度、会長が定める。

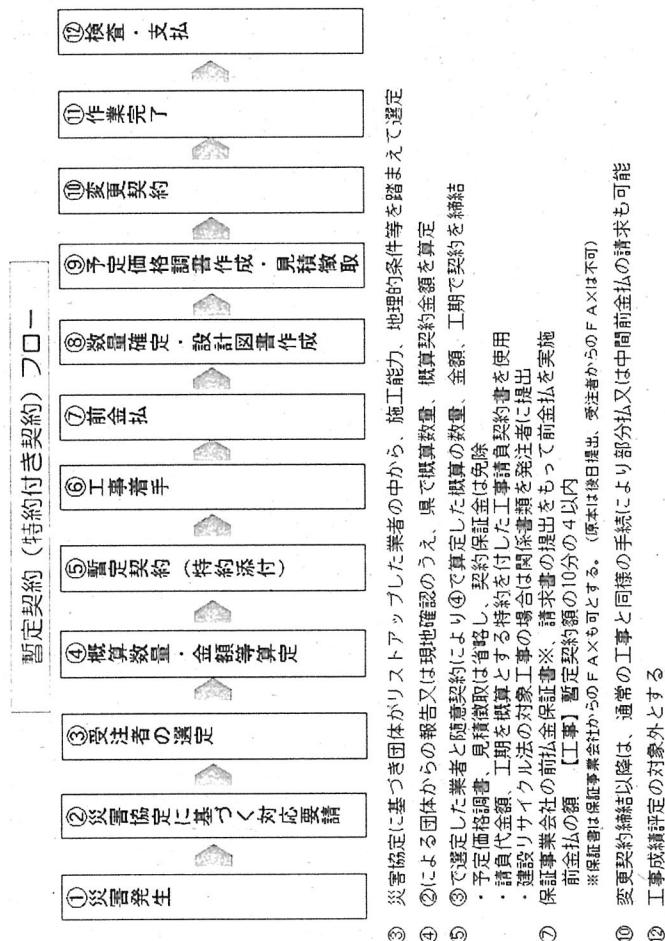
附則

この規約は、令和元年6月5日から施行する。

4. 暫定契約の取扱い

災害時に行う暫定契約（特約条項付き契約）を行う場合、契約

に際しては「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」、工事内容の設定に際しては、「「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づく暫定契約における工事内容等設定要領」を参考として、適切な事務を行う。



## 大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛媛県内で大規模な風水害、震災その他予見し難い非常事態（以下「災害等」という。）により被害が発生した場合に県が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）

第2条 第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、工事の人員や資機材の確保に際して必要な資金の円滑な調達を支援するため、受注者の意向に応じて迅速に前払金を支払うことを目的として締結する随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年4月愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）第146条第1項第4号の規定による契約をいう。以下「暫定契約」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 前条に規定する災害等は、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、愛媛県災害対策本部が設置される災害等
- (2) 前号に掲げる災害等と同程度であって、応急対策業務のために、建設業関係団体の協力が必要であると県が認めるもの

### (対象工事)

第3条 暫定契約の対象は、県が発注する工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事として、県が建設業関係団体と締結した大規模災害時における応急対策業務に関する協定（以下「大規模災害協定」という。）に基づき要請するものとする。

- (1) 発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき除去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事

(2) 孤立集落の解消のための橋梁復旧工事

(3) その他防災上の観点から、特に緊急の対応が必要と認められる工事

(発注方法)

第4条 暫定契約に係る工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約により発注する。

2 前項の規定による契約の相手方は、大規模災害協定に基づき建設業関係団体から報告があった候補者の中から、施工能力、地理的条件等を総合的に考慮し、契約担当者（会計規則第2条第6号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が選定する。

3 第1項の工事を発注するときは、会計規則第146条第1項ただし書の規定により、予定価格を記載した書面の作成を省略する。

4 第1項の工事を発注するときは、会計規則第147条第4項第4号の規定により、見積書の徵取を省略する。

(暫定契約とする内容等)

第5条 暫定契約は、工事内容（工法、数量等をいう。以下同じ。）、設計金額及び工期（以下「工事内容等」という。）について、概要及び概算によるものとする。

2 前項の工事内容等は、別に定めるところにより、工事主管課（愛媛県工事執行事務取扱規程（令和2年6月愛媛県訓令第13号。以下「工事執行事務取扱規程」という。）第2条第3号に規定する工事主管課をいう。）において設定する。

3 暫定契約において、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定期工」とする。

(契約方法)

第6条 暫定契約を締結するときは、契約書に(別紙)「当初において暫定契約とする特約条項」を付記するものとする。

2 暫定契約を締結するときは、会計規則第154条第5号の規定により、契約保証金の全部の納付を免除する。

(工程表)

第7条 第9条に規定する暫定契約の期間中においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条に規定する対象建設工事に該当するときを除き、愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）第9条の規定により、契約書第3条に規定する工程表の提出を求めないものとする。

(前金払)

第8条 契約担当者は、第5条第1項及び第2項の規定により算定した設計金額が100万円以上の工事であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証が付されている場合は、前金払をすることができる。

2 前項の規定により前金払をすることができる額は、概算請負代金額の10分の4以内の額とする。

(暫定契約の期間)

第9条 暫定契約として取り扱う期間は、契約の締結後、次条に規定する変更契約が締結されるまでの間とする。

(変更契約)

第10条 契約担当者は、暫定契約の締結後、速やかに現地の状況把握に努めるとともに、受注者から当該工事に係る参考見積書、積算内訳書その他施工内容が確認できる書類を徴すことにより工事内容等を精査した上で、当該工事に係る設計図書を作成するも

のとする。

2 契約担当者は、前項の設計図書に基づき、受注者と、変更後の工事内容等について十分協議した上で、変更契約を締結するものとする。

3 前項の規定により変更契約を締結するときは、工事執行事務取扱規程第6条及び会計規則第146条第1項本文の規定に基づき予定価格を決定し、当該予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を作成するとともに、同規則第147条第1項第6号の規定により、受注者から見積書を徴取するものとする。

4 前項の予定価格調書は、会計規則第133条第3項の例により封書にし、見積り合わせの際これを見積り合わせの場所に置くものとする。ただし、対面による見積り合わせを行わない場合にあっては、この限りでない。

5 前項の規定により決定した予定価格は、変更契約の締結後に公示するものとする。

6 請負率については、第3項の見積書に記載された金額により算定し、以後の変更契約においては、その請負率を適用する。

7 第6条第2項の規定は、変更契約に係る契約保証金について準用する。

8 契約担当者は、変更契約の締結後、契約書第3条の規定に基づき、受注者に対して工程表の提出を求めるものとする。

(その他)

第11条 暫定契約の締結にあたっては、工事執行事務取扱規程第3条第2項、第4条及び第7条並びに愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）の規定は、適用しない。

2 この要領に定めるもののほか、暫定契約の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年5月20日から施行する。

(別紙)

### 当初において暫定契約とする特約条項

#### (契約の締結)

第1条 この契約は、大規模災害時における応急対策業務の初期活動を円滑に実施するため、当初は、概算の工事内容及び工事費により締結するものとする。

#### (請負金額、工期)

第2条 前条に規定する概算の工事内容及び工事費による契約とする期間（以下「暫定契約期間」という。）は、この契約を締結した時から変更契約を締結するまでの間の取扱いとし、当該期間において、建設工事請負契約書及び同約款（以下「約款」という。）中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定期工期」と読み替えるものとする。

#### (設計図書)

第3条 本契約の締結にあたり、約款第1条第1項に規定する設計図書については、暫定契約期間における写真、数量計算書等の概要資料をもって代えることができる。

#### (工程表)

第4条 受注者は、約款第3条第1項の工程表について、暫定契約期間中は、作成及び提出を省略できるものとする。ただし、この契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条に規定する対象建設工事に該当する場合

は、この限りでない。

(契約の保証)

第5条 本契約において、約款第4条の規定による契約の保証は、免除することができる。

(契約の変更)

第6条 発注者及び受注者のいずれもは、本契約締結後、できるだけ速やかに現地の状況把握に努めるとともに、受注者から参考見積書、積算内訳書その他施工内容が確認できる書類を徴することにより、工事内容等について精査した上で設計図書を作成するものとする。

2 発注者及び受注者は、前項の設計図書に基づき、工事内容等について十分協議した上で、変更契約を締結するものとする。

3 第4条の規定により作成及び提出を省略した工程表については、変更契約の締結後、約款第3条第1項の例により作成し、提出しなければならない。

「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づく暫定契約における工事内容等設定要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領第5条第2項の規定による工事主管課が行う工事内容等の設定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)工事内容等

工法、図面、数量、仕様書、設計書、設計金額、工期などをいう。

(2) 設計図書

契約書とともに契約図書を構成するもので、設計書、図面、仕様書などをいう。

(工事内容等の設定方法)

第3条 暫定契約における工事内容等の設定は、原則、次の各号に掲げる簡易な方法により行うものとする。

(1) 工法については、実地または写真などの現地状況が把握できる資料により、被害状況などを確認または推測し選定する。

(2) 図面については、位置図、平面図、標準断面図のみの構成を基本とする。

なお、平面図及び標準断面図については、現地状況が把握できる写真または実測を伴わない概略図などに代えることができる。

(3) 数量の算出については、目測や写真判読などにより概算を行い、算出根拠（断面数量、延長、算式など）を図面に明記する。

(4) 設計書については、暫定実施設計書（別紙1）に必要事項を記入することとし、設計金額については、図面などで算出した作業毎の数量に暫定契約単価（別紙2）などを乗じた金額を合算することにより算出する。

(5) 仕様書については、「暫定契約に関する工事特記仕様書」（別紙3）を添付する。

(6) 工期については、工事の目的及び施工量などから十分な日数を確保する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、暫定契約における工事内容等の設定に関し必要な事項は、技術企画室および関係機関と協議のうえ決定する。

附 則

この要領は、令和4年9月14日から施行する。

(別紙1)

令和 年度 暫定実施設計書

高県 府県	建設企画課長	主幹 技術	職員	筋目	設計者	検査
工事番号						
工事名						
実用名、替用名						
工事箇所						
設計金額	円					
工事概要						
設計内訳書	No.	工程・種別	単位	数量	単価	金額
工事価格	円					
設計費	円					
合計	円					

※数量分とび金額は概算

(別紙2)

令和〇年度 暫定契約単価

No.	工種・種別	単位	単価(円)	摘要
1	削土等積込・運搬	m <sup>3</sup>		運搬距離D=3km未満
2	コンバー取扱・運搬	m <sup>3</sup>		運搬距離D=3km未満
3	アスクート取扱・運搬	m <sup>3</sup>		運搬距離D=3km未満
4	盛土	m <sup>3</sup>		運搬費用分より輸入費用は別途計上
5	大型土のう設置	袋		製作・設置
6	土のう設置	袋		製作・設置
7	アスファルト舗装	m <sup>2</sup>		T=50mm
8	舗装	m <sup>2</sup>		T=100mm
9	仮設築石防護柵	m		
10	交通誘導具	点		

※ 上表の単価は、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）を含んだ単価としている。

本単価は、令和〇年度契約工事に限り適用できる。

(別紙3)

暫定契約に関する工事特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、「大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領」に基づき、暫定契約を締結する工事に適用する。

(工事成績評定)

第2条 本工事は、請負代金額に関わらず、工事成績評定の対象外とする。

(提出書類)

第3条 提出書類については、発注者から別途指示がある場合は、

当該指示を優先するものとする。

(変更数量および図面の作成)

第4条 本工事の変更契約に必要な数量および図面については、受注者が作成し提出するものとする。

(その他)

第5条 崩土、コンクリート殻、アスファルト殻等の運搬については、運搬距離 5 km以内の仮置きを想定している。

2 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

5. 紙入札事例集

省略

4. 紙入札事例集

省略